

今年 10 月都内で、通学中の男子高校生が運転する自転車が、歩行中の高齢女性と接触し、その女性が亡くなる事故が発生しました。

一部メディアの報道には、男子高校生の話として「坂を上るために下を向いて漕いでいた」というコメントが掲載されていました。

この男子高校生の行為は意図的ではないと思われますが、どのような罰を負う可能性があるのでしょうか。

刑事的な責任として、このケースは「過失傷害罪」に該当することから、少年法のもと家庭裁判所で審判が行われ、処分が決定するようです。

また、被害者への損害賠償責任も当然あります。

損害賠償の金額は、自動車事故と同様に、当事者間の過失割合に応じて判断・算出されます。件の男子高校生の前方不注意だけが原因であれば、未成年者であっても相応の損害賠償を求められることになります。

過去には自転車事故による高額賠償事例があり、多くの都道府県において、自転車保険への加入義務化または努力義務化が広がっています。

自転車保険への加入は、被害者の救済と、損害賠償リスクの軽減になるため、自転車を利用する者の社会的責任と考えられます。

皆さんのお住まいの地域のルールに関わらず、自転車の利用者は適切な保険に加入することをお勧めします。

尚、当財団では自転車の安全利用を促進するため、関連動画を制作し HP で公開しています。どうぞご活用ください。

・『“18 歳成人”と交通社会～権利と責任のあり方～』

成人年齢が 18 歳に引き下げられたことで、誕生日を迎えた高校 3 年生は“成人”として扱われます。

成人として知っておくべき権利や責任について、モノの売買契約や自転車事故の損害賠償等の事例を通じて理解を深める内容です。(令和 4 年 6 月公開、14 分 33 秒)

<https://www.jaef.or.jp/6-kurumajuku/manabiya/ch04.htm>

・『自転車事故に備える保険の加入義務化』

自転車に乗っている間に発生した損害、「相手への賠償」「自分のケガ」を補償する保険。昨今多くの自治体が進めている、当保険の加入義務化の動きと保険の内容について紹介しています。(令和 2 年 6 月公開、7 分 25 秒)

<https://www.jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/safety-topics/index.htm#ch01>

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さんへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。

つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願ひします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNS でのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyouiku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>